

平成28年度 公共事業事前評価調書（簡易型）

1. 事業評価説明シート

(区分) 国補・県単

事業名	治水事業 [障害防止対策河川事業(国補)]	事業箇所	富士吉田市上吉田	地区名	桂川(吉田工区)	事業主体	山梨県
-----	-----------------------	------	----------	-----	----------	------	-----

(1) 事業概要

①課題・背景
 桂川は、その源を富士山に発し、山中湖を起点に、笹子川、葛野川などの支川を合わせ、山梨県の東部を東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え、相模ダム、城山ダムを経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長113km、流域面積1,680km²の一級河川である。
 事業区間は、現況の流下能力が低く、平成23年の台風による豪雨の影響で、床上浸水、田畑の冠水被害が発生したことから、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」第3条に基づく防衛省の補助制度を活用して、断面が不足している箇所の河道拡幅を行い、治水安全度の向上を図るものである。

②整備目標・効果
□主要目標 ○洪水被害の防止
 ・現況流下能力 0.06<0.4以下(評価基準値) 改修目標流量300m³/s(確率規模1/20)
 改修目標流量に対する現況流下能力の割合 18m³/s/300m³/s=0.06(6.0%)
 ・過去の浸水被害又は水防活動の実績:有 (H23.9 台風15号)
 ・重要な公共施設又は要配慮者利用施設:有 (富士吉田市立病院、富士聖ヨハネ学院)

□副次目標 —
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(山中湖忍野富士吉田線、大明見浄水場)

(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)
 ・河川法第1条及び第9条により河川の洪水防止を義務づけられている。

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)
 ・県が管理する一級河川(指定区間)である。

③経済妥当性
 費用便益比 便益(B)/費用(C) = 19.7 > 1.0
 ・便益(B) = 14,033百万円、・費用(C) = 712百万円

④事業実施・規模の妥当性
 ・当該箇所は、下流区間が計画流量300m³/s(確率規模1/20)で整備されており、流域の規模、地形、地質から最も効果的な事業規模である。

⑤整備手法の有効性
 ・浸水被害を防止するため、流下能力の不足する区間のみを局部的に改修する整備手法により、最も経済的で早期の事業効果の発現が期待できる計画とした。

⑥環境負荷への配慮
 ・環境調査により動植物の生息・生育環境を把握し、特に希少動植物については十分配慮した施工を行う。

⑦事業計画の熟度
 ・地元から要望書が提出されており、熟度は高い。

調査総合評価 [貢献度ランク:a]

(2) 整備内容と整備量

①整備内容 河川改修L=600m 橋梁N=2橋

②整備期間 平成28年度～平成37年度

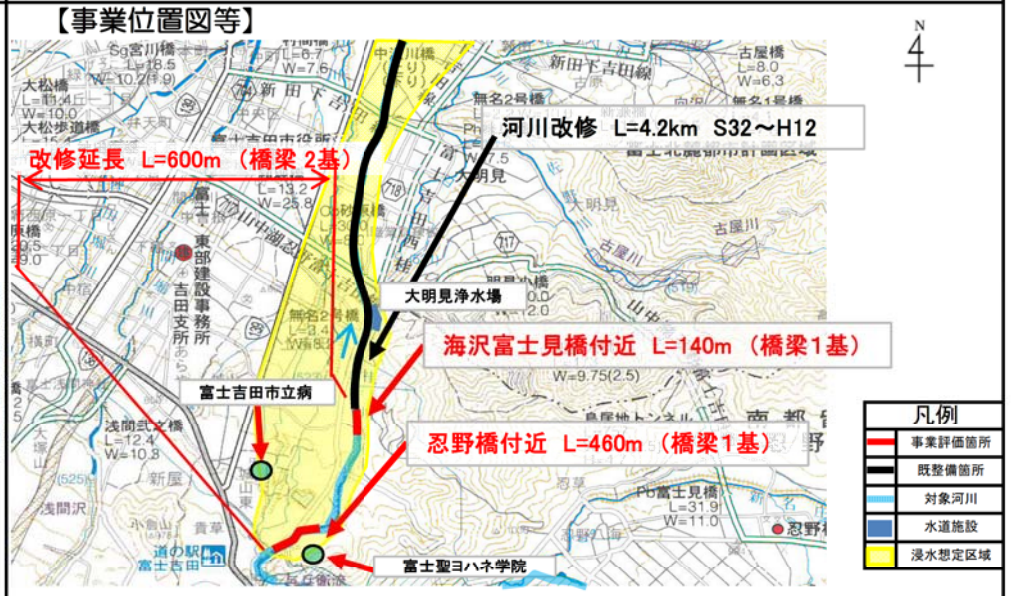
③総事業費 約760百万円(国費 684百万円(9/10)県費 76百万円(1/10))

④全体計画 (年度別整備内容) (事業費)

平成28年度	護岸詳細設計、橋梁詳細設計	70百万円
平成29年度	橋梁詳細設計、用地補償、建物補償	75百万円
平成30年度	用地補償、建物補償、橋梁下部工	75百万円
平成31年度	橋梁上部工、旧橋撤去工	80百万円
平成32年度	護岸工、用地補償、橋梁下部工	80百万円
平成33年度	橋梁上部工、旧橋撤去工	80百万円
平成34年度	護岸工	75百万円
平成35年度	護岸工	75百万円
平成36年度	護岸工	75百万円
平成37年度	護岸工	75百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

- 既整備内容 桂川改修工 L=4.2km
- 期間 昭和32年度～平成12年度
- 事業費 2,216百万円



2. 添付資料シート

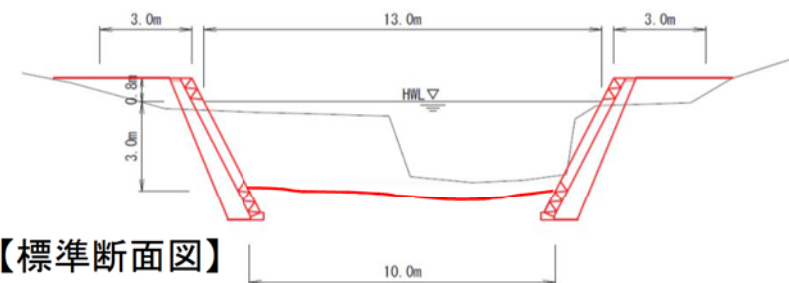
省 略



① 溢水後の状況 H23.9.22(台風15号)



② 人家床上浸水状況 H23.9.22(台風15号)



【標準断面図】